

平成16年(行ウ)第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

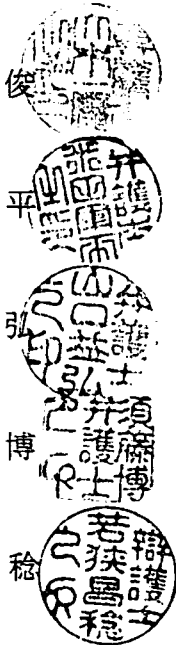
被告 栃木県知事 福田富一

準備書面 1

2005(平成17)年4月14日

宇都宮地方裁判所 第1民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人	弁護士	大	木	一
同	同	米	田	軍
同	同	山	口	益
同	同	須	藤	博
同	同	若	狭	昌



第1 本案前の答弁について

- 1 被告主張のとおり、独立行政法人水資源機構法には、特定多目的ダム法にある「ダム使用权」に関する規定がない。
- 2 そこで、請求の趣旨第2項を維持するか変更するかを検討するために、被告に以下の点について釈明を求める。
 - (1) 被告は、思川開発事業に参画し、新規取水量のうち0.821 m³/秒の配分を受け、利水面で約86億円の負担することになる(これらについては、第1準備書面で認めるところである)が、この配分量と利水負担金は対価関係を有するものではないか。また、被告は、対価関係にあるものとの認識で、事業に参画しているのではないか。

- (2) 被告は、上記(1)の配分量について、会計上、債権あるいはこれに準じた権利であるとして扱っていないか。また、その旨を帳簿等に記載していないのか。
- (3) 上記(1)について対価関係がなく、また上記(2)についても、債権等として扱っていないとした場合、約86億円もの負担をすることになる実質的理由はどこにあるのか。
- (4) また0.821 m³/秒の配分量はいかにして決まり、これをどのように使用する計画なのか。

第2 第1準備書面に対する認否等

- 1 被告指摘のとおり、訴状中の記載にはいくつかの誤記があるが、法文の引用については、後々誤解を招いてはいけないので以下のとおり訂正をしておく。
- ① 請求の趣旨第1項(1)及び請求の原因第3項(2)ア中の「水資源機構法第29条第1項」とあるのを、「第25条第1項」と訂正する。
- ② 請求の原因第4項(1)イ中の「第138条の1」とあるのを「第138条の2」と訂正する。
- 2 その余の主張については、次回に認否・反論する。